

令和4年12月9日
県民生活環境部環境政策課
(担当：飯村 内 2943
直通 029-301-2946)

県内の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザを疑う事例について

12月8日(木)に茨城県龍ケ崎市でコブハクチョウ1羽の死亡個体が回収され、同日に簡易検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が確認されました。

これを受け、環境省が回収地点の周辺半径10km圏内を「野鳥監視重点区域」に指定しました。今後、区域内の野鳥の監視を強化します。

1. 経緯

- 12月8日(木)
- ・龍ケ崎市でコブハクチョウ1羽の死亡個体を回収
 - ・簡易検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応
 - ・環境省が回収地点の周辺半径10km圏内を「野鳥監視重点区域」に指定

※ 今後、(国研)国立環境研究所において高病原性鳥インフルエンザウイルスの遺伝子検査を実施予定となりますが、検査結果の判明まで1週間程度かかる見込みです。

※ 現時点では、簡易検査により陽性が確認された段階であるため、病性は未確定であり、高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されたわけではありません。

※ 遺伝子検査の結果、陰性となることもあります。

2. 対応

環境省が指定した「野鳥監視重点区域」の区域内における野鳥の監視を強化します。

3. 留意事項

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。
- (2) 周辺地域のみならず県民の皆様におかれては、「野鳥との接し方について」に十分留意されるようお願いします。
(https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf)

【取材について】

現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

【参考情報】

下記のホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

環境省HP (http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html)

県環境政策課HP

(<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/shizen/chojyuhogo/shibo.html>)